

指定障害福祉サービス事業者の指定取消しについて

長野市では、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、障害者総合支援法という）の規定により、次の事業者に対し監査を実施したところ、不正の手段により指定を受けていたことが判明したので、平成 25 年 5 月 28 日に指定を取り消した。

1 事業者の概要

- | | |
|-----------|------------------------|
| (1) 法人名 | 株式会社福祉支援センター |
| (2) 代表者 | 代表取締役 菅野 泰正 (かんの やすまさ) |
| (3) 所在地 | 東京都西多摩郡瑞穂町長岡 1-45-15 |
| (4) 事業内容 | 障害福祉サービス事業所の運営 |
| (5) 運営事業所 | 4カ所（長野市、さいたま市、新潟市、沼津市） |

2 対象事業所の概要

名 称	バンビの杜ながの（長野市徳間 3105）
サービスの種類	就労継続支援 A 型（※）
事業所指定年月日	平成 24 年 11 月 1 日
定 員	10 名（3 月利用者数 9 名）

（※）就労継続支援 A 型：通常の事業所に雇用されることが困難な障害者が対象。雇用契約に基づき生産活動等の機会を提供、その他就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練等の支援を行うもの。

3 経緯

- ・平成 25 年 2 月 5 日に、利用者から仕事の内容等について障害福祉課に相談の電話があり、事業所へ訪問調査に行ったところ、届出にある勤務すべき従業員が不在であった。実際には届出と別の者が勤務しており、事実関係を説明できる者がいないため後日実地調査することとした。
- ・平成 25 年 2 月 20 日に、静岡県から当該法人が経営する複数事業所について、『常勤であるべき従業員が、複数の県の事業所職員と兼務している疑いがある。』との連絡を受けた。その後、関係区市との情報交換及び調査した結果、「㈱福祉支援センター」とグループ企業（仙台市）は、全国に 10 事業所を経営しており、「バンビの杜ながの」の従業員として申請のあった者は、グループ内の複数事業所で重複して登録されていることが明らかとなった。
- ・平成 25 年 4 月 24 日、本市では重大な不正事案であると判断し監査を実施した結果、本市に対して虚偽の指定申請を行っていたことが判明した。
- ・現在、「バンビの杜ながの」は事務所の賃貸借契約が延長できず事実上閉鎖されている。

4 処分内容

障害福祉サービス事業者の指定取消し（障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 3 号及び 8 号）

5 処分理由

- ・事業所の従業者の人員について、条例で定める基準を満たすことができなくなったとき（障害者総合支援法第50条第1項第3号）
- ・不正の手段による事業者指定申請（障害者総合支援法第50条第1項第8号）

- (1) 指定申請時に届出のあった管理者や従業者の職員配置の実態がない。
- (2) 届出のあった管理者兼サービス管理責任者（※1）についての実務経験証明書には、全く勤務実績がない事業所や勤務実績を水増しした事業所の経歴が記載されている。
- (3) 管理者及びサービス管理責任者が必要な資格を満たしていない。
（就労継続支援A型事業所の管理者は社会福祉事業に2年以上の従事が必要。サービス管理責任者は国家資格等がある場合は3年以上の実務経験が必要）
- (4) 管理者兼サービス管理責任者の勤務実態がなく、勤務していると虚偽の報告及び虚偽の書類が提出された。

（※1）サービス管理責任者とは、障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者をいう。

6 今後の本市の対応

- ・事業者に対しては、障害者総合支援法に基づき、事業者指定の取消しを行い、市から事業者を支払われていた自立支援給付の返還を請求する。
- ・利用者に対しては、市ケースワーカーや相談支援専門員等が相談を受け、他の事業所や障害福祉サービス等の利用につなげるなど、継続した支援を行っている。

7 返還金について

返 還 金：5,359,334円（自立支援給付の返還額 3,828,096円＋加算金 1,531,238円※）

※自立支援給付の返還額に40/100を乗じて得た額を加算金として上乗せし法人に請求する。

8 再発防止に向けた今後の対応

- (1) 市内の全事業所に対し、管理者及びサービス管理責任者、人員配置に関する調書を提出させ、基準適合状況の確認を行う。
- (2) 事業者の指定申請に際し、新規及び変更申請時には、管理者及びサービス管理責任者の実務経験証明書について発行元に内容を確認するとともに、同一法人内の他の事業所と職員が重複していないかについて確認する。